

【事案Ⅱ－5】災害後遺障害共済金請求

・平成27年10月8日 和解成立

<事案の概要>

申立人は、左足関節の可動域制限について後遺障害第10級に認定された後、次第に左膝関節の可動域制限が悪化したため、再度共済金の請求を行ったところ、被申立人は、新たに生じた障害は事故を直接の原因とするものではないとして、共済金を支払わなかったことから、これを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、後遺障害共済金300万円(併合7級)と既払の共済金120万円(第10級)との差額分180万円を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成23年旅行中のジェットスキーによる事故で、左下腿骨骨折、左腓骨神経麻痺を受傷。左足関節に可動域制限が残存したため、平成24年共済金を請求し、第10級に認定され、後遺障害共済金120万円が支払われた。
- (2) その後、通院経過観察中に、左足関節の可動域および左膝関節の可動域が悪化したため、平成26年に共済金を再請求したところ、「(悪化した部分については)事故を直接の原因とした可動域制限とは判断できない」とされ、共済金支払非該当と処理されたが、その判断に不服である。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 平成24年当時、機能障害については、左足関節の可動域が健側の1/2以下に制限されており、「関節の機能に著しい障害を残すもの」に該当。左膝関節は3/4以下にも制限されていないため、非該当。感覚障害については、左足首知覚鈍麻があるが、足関節に派生する障害のため、非該当。よって、足関節の機能障害のみを対象とし、第10級「1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの」と認定した。
- (2) 申立人が再提出した後遺障害診断書によれば、左膝関節の可動域が悪化しているが、事故を直接の原因として発症したものと判断することが困難なため、当初の決定どおりのとの結論とした。

<裁定の概要>

被申立人から、和解により解決をはかりたいとの申し出があったことから、審議会より申立人に対して和解の打診を行い、被申立人が申立人に対して和解金を支払うことで解決を図る旨、両当事者合意し、和解契約書の締結をもって解決とした。